

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号

東邦金属株式会社

代表取締役社長 三喜田 浩

第67回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月27日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区今橋四丁目4番11号 大阪倶楽部4階 |
| 3. 目 的 事 項 | | |

報告事項	第67期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
------	---

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が進むなど緩やかな回復基調が続きました。一方、海外環境は、中国等の新興国市場の減速や英国EU離脱問題に伴う金融市場の動揺による株安や円高が続きましたが、米国大統領選挙後は円安、株高に急反転するなど不確実性が増し、加えて、世界的な保護主義の高まりや地政学的リスクが強まり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力しました。

売上高は、引き続き中国市場における電子レンジ用部品の販売減が続いておりますが、鋤山土木用工具の販売が堅調に推移した結果、前年比0.7%増の3,338百万円（前期 3,315百万円）となりました。

損益面は、市況価格の下落による原材料コストの減少等により、営業利益は49百万円（前期 営業損失73百万円）となり、経常利益は54百万円（前期 経常損失66百万円）、当期純利益は確定給付退職金制度の終了益25百万円（特別利益）により74百万円（前期 当期純損失58百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

モリブデン製品である電子レンジ用部品の販売は、中国市場の低迷による影響が長引き、タングステン・モリブデン製品の売上高は1,573百万円（前期 1,595百万円）となりました。

合金及び電気・電子部品は、光通信用製品は概ね堅調に推移した結果、売上高は545百万円（前期 528百万円）となりました。

その他製品においては、製品屑販売等の減少により、売上高は741百万円（前期 767百万円）となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は2,860百万円（前期 2,890百万円）となりました。営業利益は、原材料コストの減少や原価低減活動の成果により32百万円（前期 営業損失82百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は、鉋山土木用工具の販売が堅調に推移し、売上高は477百万円（前期 424百万円）となり、営業利益は16百万円（前期 8百万円）となりました。

（2）設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は140百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金によっております。

（3）財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (平成26年3月期)	第 65 期 (平成27年3月期)	第 66 期 (平成28年3月期)	第67期(当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	3,721,762	3,764,391	3,315,165	3,338,351
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	43,907	95,551	△66,317	54,296
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	91,171	72,474	△58,283	74,191
1株当たり当期純利益 (円) (△は純損失)	3.93	3.12	△2.51	3.20
総 資 産 (千円)	4,309,406	4,602,302	4,191,782	4,484,672
純 資 産 (千円)	2,006,594	2,114,022	1,985,633	2,154,151
1株当たり純資産 (円)	86.48	91.13	85.60	92.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

適正な利益を継続的に確保すべく、以下の重点政策に取り組んで参ります。

- ① 販売力・購買力の強化
 - ・新規製品の販売活動の強化及び既存製品の拡販。
 - ・価格競争力を高め、利益基盤を強化するためグローバルでの最適購買を目指す。
- ② モノづくり力を高める
 - ・工法改革、ロボット導入、作業管理の強化による生産性の向上。
 - ・納期短縮改善及び顧客迷惑度“0”の品質を目指し、顧客信頼度を高める。
- ③ 技術・開発力の向上
 - ・開発マネジメントの強化を図り、研究開発効率を高める。
 - ・販売活動と連動した戦略的商品の開発により拡販に貢献する。
 - ・市場ニーズを先取りした商品開発。
- ④ 企業価値の向上
 - ・ガバナンスの強化及び内部統制の強化。
 - ・安全、安心な快適職場を目指す。
 - ・人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服
合金及び電気・電子部品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン接点、タングステン重合金製品
超硬合金部門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐摩耗部品、鉱山用・耐摩耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品
その他の部門	各種焼結電極、溶湯测温用モリブデン合金シース、砥粒他

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

営業所	本社	大阪市中央区
	東京支店	東京都港区
工場	門司工場	北九州市門司区
	寝屋川工場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

使用人数（前事業年度末比）	平均年令	平均勤続年数
137名（2名減）	38.5才	16.7年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は145名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	495,000
株式会社伊予銀行	353,220
株式会社商工組合中央金庫	212,469
日本生命保険相互会社	60,000
株式会社みずほ銀行	50,000

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
(2) 発行済株式の総数 23,380,012株
(3) 事業年度末の株主数 2,675名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
太陽鋳工株式会社	7,046,250	30.38
双日株式会社	1,268,000	5.47
共栄火災海上保険株式会社	1,172,700	5.06
株式会社三菱東京UFJ銀行	663,942	2.86
日本証券金融株式会社	615,000	2.65
株式会社三井住友銀行	549,510	2.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	482,520	2.08
嶋政人	416,000	1.79
東邦金属協力会社持株会	362,099	1.56
株式会社ニチリン	288,000	1.24

(注) 持株比率は自己株式（184,903株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三喜田 浩		
常 務 取 締 役	藤 原 一 信	生産営業部門担当	
常 務 取 締 役	法 福 英 志	管理部門担当	
取 締 役	森 本 幾 雄	総務部長兼経理部長	
取 締 役	小 樋 誠 二	生産本部長兼技術開発部長	
取 締 役	岩 隈 和 夫	門司工場長	
取 締 役	鈴 木 一 史		太陽鉱工株式会社常務取締役
常 勤 監 査 役	山 下 泰 之		
監 査 役	飯 島 宗 文		
監 査 役	深 瀬 真 一		日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長兼経理部長

- (注) 1. 取締役 鈴木一史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏は、社外監査役であります。
3. 梶原 正氏は平成28年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。また、法福英志氏は、同総会終結の時をもって監査役を辞任し、常務取締役に就任いたしました。
4. 当社は、監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数（名）	報 酬 等 の 額（千円）
取 締 役	8	72,553
監 査 役	4	14,952
合 計	12	87,505

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
2. 上記報酬等の額には社外取締役及び社外監査役に支払った報酬等の額を含めております。
3. 上記報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,050千円（取締役11,950千円、監査役2,100千円）を含めております。
4. 上記報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与20,487千円は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、平成28年6月28日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し7,100千円を支給しております。
6. 昭和60年6月28日定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額7,000千円以内（但し、使用人給与とは含まない）、監査役の報酬限度額を月額2,000千円以内と定めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、山下泰之氏、飯島宗文氏及び深瀬真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鋳工株式会社の常務取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の30.38%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。

監査役 深瀬真一氏は、日本精化株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鋳工株式会社の代表取締役社長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 一 史	海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識に基づき企業経営について適切な意見を述べるとともに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席しております。
監 査 役	飯 島 宗 文	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監 査 役	深 瀬 真 一	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数（名）	報 酬 等 の 額（千円）
社外役員の報酬等の総額等	3	9,000

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 14,600千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 14,600千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の解任又は不再任の決定は、会計監査人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、独立性、監査報酬の水準、監査活動の適切性、妥当性、効率性等の職務の遂行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

(5) 会計監査人が過去二年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽証明
- ・監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定をおこなっており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役および使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社のコンプライアンス委員会において報告し、その解決策を決定します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令および情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書および情報の保存および管理をおこないます。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001およびISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理および環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生の未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等をおこないます。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定をおこなうほか、経営計画および経営方針を策定し発表をおこなっています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得ておこなうものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人および監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないよう、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこなうなど、緊密な連携を保つものとします。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役会は決議事項等を具体的に定めた社内規程に従って審議をおこない、迅速に意思決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部ならびに会計監査人との間の情報交換等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規程遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

品質保証部は品質管理および環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
ただし、比率、「使用人の状況」の平均年令、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の 部	負 債	の 部
流 動 資 産	2,647,459	流 動 負 債	1,344,255
現 金 及 び 預 金	319,521	支 払 手 形	11,044
受 取 手 形	248,821	買 掛 金	172,357
電 子 記 録 債 権	140,872	電 子 記 録 債 務	265,934
売 掛 金	798,369	短 期 借 入 金	380,000
商 品 及 び 製 品	92,461	1年内返済予定の長期借入金	250,052
仕 掛 品	676,780	リ ー ス 債 務	18,959
原材料及び貯蔵品	347,078	未 払 金	97,714
前 払 費 用	22,142	未 払 法 人 税 等	17,792
そ の 他	12,753	未 払 費 用	27,482
貸 倒 引 当 金	△11,342	前 受 金	1,860
固 定 資 産	1,837,212	預 り 金	6,423
有形固定資産	1,161,343	賞 与 引 当 金	54,467
建 物	129,859	環 境 対 策 引 当 金	9,065
構 築 物	10,346	資 産 除 去 債 務	825
機 械 及 び 装 置	143,940	営 業 外 電 子 記 録 債 務	30,278
車両運搬具及び工具器具備品	34,381	固 定 負 債	986,264
土 地	782,785	長 期 借 入 金	540,637
リ ー ス 資 産	60,029	リ ー ス 債 務	37,302
無形固定資産	22,909	繰 延 税 金 負 債	87,194
ソ フ ト ウ ェ ア	15,563	退 職 給 付 引 当 金	243,305
リ ー ス 資 産	3,261	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	68,115
電 話 加 入 権	4,084	環 境 対 策 引 当 金	1,802
投資その他の資産	652,959	資 産 除 去 債 務	7,908
投 資 有 価 証 券	523,764	負 債 合 計	2,330,520
関 係 会 社 株 式	16,435	純 資 産	の 部
そ の 他	119,211	株 主 資 本	1,878,087
貸 倒 引 当 金	△6,451	資 本 金	2,531,828
資 産 合 計	4,484,672	資 本 剰 余 金	237,794
		そ の 他 資 本 剰 余 金	237,794
		利 益 剰 余 金	△864,821
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△864,821
		繰 越 利 益 剰 余 金	△864,821
		自 己 株 式	△26,714
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	276,064
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	276,064
		純 資 産 合 計	2,154,151
		負債及び純資産合計	4,484,672

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,338,351
売 上 原 価		2,778,837
売 上 総 利 益		559,514
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		509,997
営 業 利 益		49,516
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	13,909	
為 替 差 益	4,422	
補 助 金 収 入	3,000	
そ の 他	2,224	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,769	
そ の 他	5,007	
経 常 利 益		54,296
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 終 了 益	25,959	
税 引 前 当 期 純 利 益		80,256
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,207	
法 人 税 等 調 整 額	△1,142	
当 期 純 利 益		74,191

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成28年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△939,013	△939,013	△26,546	1,804,063
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益				74,191	74,191		74,191
自己株式の取得						△167	△167
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	74,191	74,191	△167	74,024
平成29年3月31日残高	2,531,828	237,794	237,794	△864,821	△864,821	△26,714	1,878,087

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	181,570	181,570	1,985,633
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益			74,191
自己株式の取得			△167
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	94,493	94,493	94,493
事業年度中の変動額合計	94,493	94,493	168,517
平成29年3月31日残高	276,064	276,064	2,154,151

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博 信 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

東邦金属株式会社 監査役会

常勤監査役	山下 泰之	㊞
社外監査役	飯島 宗文	㊞
社外監査役	深瀬 真一	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、国内上場企業の株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その移行期限を平成30年10月1日としております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、売買単位当たりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位とし、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、株式併合を行うものであります。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたく存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

4,800,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、株主様をご所有の当社の株式数は、併合前の10分の1となりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株あたりの純資産額は10倍となり、株式市況など他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の純資産価値に変動はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものであります。なお、本提案に係る定款変更につきましては、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって、本附則を定款から削除するものといたします。
- (2) 事業の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (3) 文言の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (省 略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 5. (現行どおり)	1. ～ 5. (現行どおり)
(新 設)	<u>6. 商品の販売。</u>
<u>6. ～ 10.</u> (現行どおり)	<u>7. ～ 11.</u> (現行どおり)
第3条～第5条 (省 略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4,800</u> 万株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>480</u> 万株とする。
第7条 (省 略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第11条 (省 略)	第9条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (省 略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会 第18条～第23条 (省 略) (代表取締役及び役付取締役) 第24条 (省 略) ② 取締役会は、その決議によって取締役会 長・取締役社長各 1 名及び、取締役副社 長・専務取締役及び常務取締役若干名を選 定することができる。 ③ (省 略) 第25条～第27条 (省 略) 第 5 章 監査役及び監査役会並びに会計監査人 第28条～第36条 (省 略) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月31日までの 1 年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当金の基準日は、毎年 3 月31日とする。 ② (省 略) 第39条 (省 略) (新 設)	第 4 章 取締役及び取締役会 第18条～第23条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第24条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって取締役会 長・取締役社長各 1 名並びに取締役副社 長・専務取締役及び常務取締役若干名を選 定することができる。 ③ (現行どおり) 第25条～第27条 (現行どおり) 第 5 章 監査役及び監査役会並びに会計監査人 第28条～第36条 (現行どおり) 第 6 章 計 算 (事業年度) 第37条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 翌年 3 月31日までの 1 年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31日とする。 ② (現行どおり) 第39条 (現行どおり) 附則 第 1 条 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成29年10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。 本条は平成29年10月 1 日の経過後、これ を削除するものとする。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
わた なべ さとし 渡 部 聡 昭和31年9月12日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社技術開発部部长 平成22年6月 当社寝屋川工場工場長 平成23年4月 当社営業部部长兼東京支店支店長 平成25年7月 当社技術開発部部长 平成28年4月 当社寝屋川工場工場長 平成28年10月 当社超硬部部长（囑託） 現在に至る	10,000株
（取締役候補者とした理由について） 渡部聡氏は、長年にわたり当社の生産部門及び技術開発部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産および技術の側面から経営に活かせるものと判断し、新たに取締役候補者となりました。		

（注）取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
きむらとしふみ 木村敏文 昭和27年12月9日生	昭和50年4月 太陽鉦工株式会社入社 平成13年7月 同社経理部部长 平成18年5月 陽和興産株式会社監査役 現在に至る 平成18年5月 太陽ビルディング株式会社監査役 現在に至る 平成18年7月 太陽鉦工株式会社営業部大阪支店支店長 平成19年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 平成25年4月 同社取締役福井工場長 平成25年8月 鈴木薄荷株式会社監査役 現在に至る 平成27年6月 太陽鉦工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鉦工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社監査役 鈴木薄荷株式会社監査役 陽和興産株式会社監査役	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏は、太陽鉦工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わって頂けるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。		

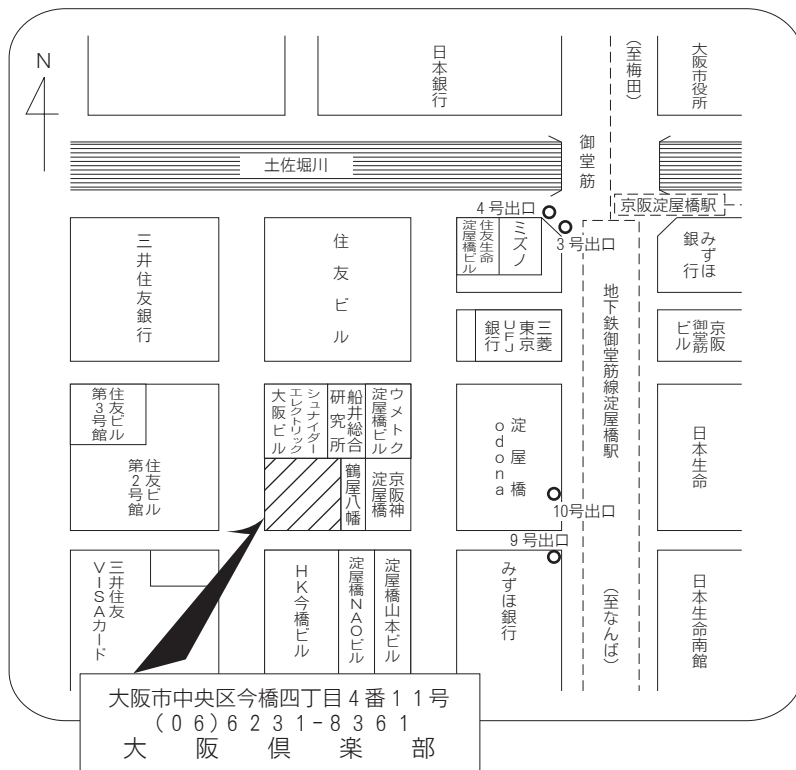
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鉦工株式会社の監査役を兼務しております。また、過去5年間に、同社の取締役となったことがあります。
4. 責任限定契約について
 補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper appears to be a standard notebook page or a sheet of stationery designed for writing.

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄(御堂筋線)及び京阪
電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分

○印は、地下鉄(及び京阪電鉄)出入口

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会
会場へは公共の交通機関をご利用ください。